

地域経済の再生と国土強靭化のための基盤整備について

経済再生、デフレからの脱却を目指して、一昨年の安倍政権の発足後、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」により、経済再生に向けた諸施策が強力に推し進められ、経済の好循環が動き始めている。

政府においては、今後とも、成長戦略をはじめとする経済・産業政策を積極的に推進し、その経済波及効果を全国、多種多様な産業分野に拡大することにより、地域経済の一層の活性化を期待するものである。

こうした中、地域においても、国の動きに呼応した地域経済再生への取組を加速化していくことが重要である。

中国地方は、全国的にも優れた産業集積や、歴史や自然など豊かな観光資源等の地域資源を有している。

こうした多様な地域資源を有効に活用した産業振興や観光振興などにより、地域経済の再生を進めていくためには、中国地方全体の経済・交流基盤や国際競争力の更なる強化に資するインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠であるが、首都圏への補助公共事業予算の配分割合は増大している一方で、中国地方への配分割合は縮小傾向にあり、必要なインフラの整備が進んでいない。

また、インフラの整備や建築物の耐震化は、いかなる災害の発生時においても機能する安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「国土強靭化」の観点からも極めて重要である。

については、地域の産業力・観光力の強化に資するとともに、災害にも強い基盤整備を進めるため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤である。

しかしながら、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在しており、産業・観光振興などによる地域経済の活性化と、災害に強い国土基盤を構築する上で大きなハンディキャップとなっている。

については、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に必要な予算をしっかりと確保した上で、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。また、高速道路ネットワークの

機能強化のため、中国横断自動車道岡山米子線など暫定2車線区間の早期4車線化を図ること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金のさらなる改善を行うこと。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受ける鉄道、フェリー、高速バス等の公共交通機関に対して、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うとともに、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資する地域高規格道路や主要な国道・地方道について、社会資本整備総合交付金をはじめとする国費の配分基準を明確にするとともに、整備促進のための所要の予算を確実に確保し、整備が遅れている方に重点的に配分すること。

4 社会資本の適正な維持管理と防災・減災対策の推進

(1) 国土の強靭化を推進するため、住民の命と暮らしを守る事前防災・減災対策と暮らしの安心・地域活性化等について地域の実情に即して確実に取り組むことができるよう、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について国において確実にその予算確保を行い、特に整備が遅れている方に重点的に配分すること。

(2) 国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援すること。

(3) また、地方における防災・減災等に資する社会資本整備の状況等を踏まえ、地方が必要とする社会資本の整備や維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

5 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、高速鉄道網の整備について、改めて国として明確な方針を示すこと。

また、方針の決定に当たっては、特に高速鉄道網の整備が立ち後れている地方に配慮したものとすること。

6 港湾の整備促進等

(1) 中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

(2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての国際バルク戦略港湾選定港を指定し、支援措置の拡充を図ること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

7 建築物の耐震化促進

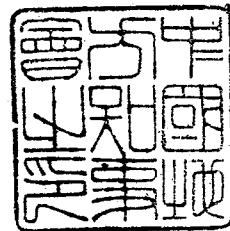
南海トラフ地震等大規模地震の切迫性が指摘される中、被害を可能な限り軽減するためには、建築物の耐震化を着実に進めていく必要がある。

特に、不特定多数の者が利用する大規模建築物等については、災害時の避難所等としての役割が期待されることから、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って必要となる大規模建築物の耐震診断及び耐震改修費用について、国の支援及び地方財政措置の拡充等異なる支援策を講ずること。

平成26年5月28日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	溝口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 彦彦
山口県知事	村岡 翁政